	2,026MHzを超え2,026.1MHz以下㊟、2,036MHzを超え2,040MHz以下㊟、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,206MHzを超え2,210MHz以下㊟、2,216MHzを超え2,220MHz以下㊟、2,226MHzを超え2,230MHz以下㊟、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数
十一の項に掲げる区域	103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え903MHz以下、905MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,750MHzを超え1,765MHz以下、1,845MHzを超え1,860MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数
［略］	

［注　略］

	MHzを超え2,025MHz以下、2,026MHzを超え2,026.1MHz以下㊟、2,036MHzを超え2,040MHz以下㊟、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,206MHzを超え2,210MHz以下㊟、2,216MHzを超え2,220MHz以下㊟、2,226MHzを超え2,230MHz以下㊟、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数
［同左］	103.5MHzを超え108MHz以下、207.5MHz以上222MHz以下、718MHzを超え748MHz以下、815MHzを超え845MHz以下、850MHzを超え890MHz以下、900MHzを超え903MHz以下、905MHzを超え915MHz以下、945MHzを超え950MHz以下、958MHzを超え960MHz以下、1,427.9MHzを超え1,462.9MHz以下、1,475.9MHzを超え1,510.9MHz以下、1,750MHzを超え1,765MHz以下、1,845MHzを超え1,860MHz以下、1,920MHzを超え1,980MHz以下、2,010MHzを超え2,025MHz以下、2,110MHzを超え2,170MHz以下、2,545MHzを超え2,575MHz以下及び2,595MHzを超え2,650MHz以下の周波数
［同左］	

［注　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○消防庁告示第四号

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）の施行に伴い、及び消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第四号ロ㈡の規定に基づき、自家発電設備の基準（昭和四十八年消防庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成三十年三月二十九日

消防庁長官　稲山　博司

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二　［略］ 一　［略］ ［㈠～㈤　略］ ㈥　［略］ イ　［略］ ロ　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十二項に規定するガス事業者により供給されるガスを燃料とする原動機の場合において、次に定める方法により、燃料が安定して供給されるものであること。 ［(イ)～(ハ)　略］ ［㈦～㈨　略］ ［二・三　略］	第二　［同上］ 一　［同上］ ［㈠～㈤　同上］ ㈥　［同上］ イ　［同上］ ロ　ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十一項に規定するガス事業者により供給されるガスを燃料とする原動機の場合において、次に定める方法により、燃料が安定して供給されるものであること。 ［(イ)～(ハ)　同上］ ［㈦～㈨　同上］ ［二・三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。